

確定申告が必要な人

次の①～③に該当する人は確定申告が必要です。

※該当しない人でも確定申告が必要な場合があります。詳しくは刈谷税務署にお問い合わせください。

①事業所得（営業・農業など）や不動産所得などがある人

各種所得の合計金額が、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）より多い人

②給与所得がある人

ほとんどの給与所得者は年末調整により所得税が精算されますので、申告する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告をしなければなりません。

・平成30年中の給与収入金額が2千万円を超える人

確定申告に必要な持ち物

①確定申告のお知らせはがきまたは確定申告書

※事前に郵送された人のみです。

②本人確認書類（10ページ参照）

③印鑑

④収入金額や必要経費の内訳、源泉徴収票など

⑤国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書

・給与が1か所のみで、給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

・給与が2か所以上で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

・給与から所得税が天引きされおらず、計算の結果、所得税が出る人

③年金収入がある人

公的年金などの収入金額の合計金額が40万円以下で、かつ公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下になる人以外で確定申告すると所得税が出る人

確定申告すると所得税が戻る人

給与所得者や年金受給者などで、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることができ、天引きされた税金が納めすぎになっている人などは還付申告ができます。

⑥生命保険料や地震保険料の控除証明書

⑦還付を受ける際に指定する金融機関などの口座番号がわかるもの

⑧そのほか申告に必要なもの

住宅借入金等特別控除を受ける人へ

家屋の新築・購入または増改築などをして平成30年中に入居し、一定の要件を満たす人は住宅借入金等特別控除を受けることができます。持ち物などは刈谷税務署で確認してください。

確定申告での注意点

①国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付または提示が必要です。不明な点がある場合は刈谷年金事務所（☎212110）へお問い合わせください。

②年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

復興特別所得税

平成25年分～49年分までの各年分の所得税額に21%の税率を掛けた額について、復興特別所得税として納付が必要です。記載漏れのないようお願いします。

税理士による無料相談

とき 2月18日（月）～3月15日（金）（土・日曜日を除く） 9時30分～12時、13時～16時

※電子申告も可能です。会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ 市役所2階会議室2

対象 ①平成29年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く） ②①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、平成28年分の課税売上高が3千万円以下の人 ③給与所得者および年金受給者

※申告手続きには、本人確認書類の写しの添付が必要です。

●次の人は、無料相談を利用できないので、ご注意ください

・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人

・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人

・65万円の青色申告特別控除を受けようとする人のうち、貸借対照表が作成されていないなど青色申告決算書の作成に時間を要する人

・譲渡所得（土地、建物および株式などを売却）、山林所得または贈与税の申告をする人

申告納税関係のご案内

申告期限・納付期限

平成30年分所得税・復興特別所得税（第3期分）・贈与税 3月15日（金）

平成30年分消費税・地方消費税 4月1日（月）

振替納付日

平成30年分所得税・復興特別所得税（第3期分） 4月22日（月）、平成30年分消費税・地方消費税 4月24日

QRコードを利用した

コンビニ納付手続きについて

平成31年1月4日以降、自宅などで納付に必要な情報（氏名や税額などを「QRコード」として作成・出力することにより、コンビニエンスストアで納付することが可能となりました。

詳しい利用方法などについては、国税庁ホームページをご覧ください。

医療費控除について

問合せ 刈谷税務署 (☎21-6211)

平成30年中に自分や生計を一にする配偶者、そのほかの親族のために支払った医療費が10万円（所得の合計金額が200万円までの人はその5%）以上ある場合は、次の計算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除の計算式

$(\text{平成30年中に支払った医療費} - \text{補てん金}) - (10\text{万円} \times \text{所得率}) = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$

※所得の合計金額が200万円までの人はその5%です。

●医療費の領収書の提出が不要となり、明細書の添付が必要です

平成30年分の確定申告では、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略できます。平成29年分から31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

※「医療費控除の明細書」は国税庁の指定様式があります。市役所に用意がありますので必要な人は税務課市民税係までお越しください。

市国民健康保険からのお知らせ

問合せ 国保年金課国保係

確定申告や市・県民税の申告において医療費控除を申告する人は、次の2点にご留意ください。

- ・高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。
- ・医療費通知でも申告ができます。1月、2月の発送日は次のとおりです。

発送日	診療年月
1月22日(火)予定	9・10月診療分
2月21日(木)予定	11・12月診療分

※医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。

高齢介護課からのお知らせ 申告のときはお忘れなく

要介護認定を受けた人は 所得税・住民税において 障害者控除を受けられる 場合があります

障害者控除・特別障害者控除は、身体障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告をする必要があります。該当すると思われる人はご相談ください。

持ち物 窓口に来る人の印鑑と本人確認できるもの
※対象者と別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。

申込み 高齢介護課高齢福祉係

介護用のおむつ代が所得税 の医療費控除の対象になる 場合があります

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医療費控除の対象となります。

なお、医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますのでご相談ください。

持ち物 窓口に来る人の印鑑と本人確認できるもの
※対象者と別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。

申込み 高齢介護課介護保険係

自宅で申告書を作成できます

確定申告書等作成コーナーを

ご利用ください

問合せ 刈谷税務署 ☎(21)6211

平成31年1月からe-Taxの利用
手続きがより便利になります

① 国税庁ホームページの「確定申告
書等作成コーナー」へアクセス

② 申告書を作成

③ 申告書をe-Taxで提出

※印刷して郵送などで税務署へ提出
することもできます。

◎マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードと、ICカー
ドリーダーが必要でです。

◎IDとパスワードで送信 (ID・
パスワード方式)

平成30年1月以降に税務署で発行
しているID・パスワード方式に対
応したID・パスワードが必要です。

※ID・パスワード方式は暫定的な
対応です。



平成31年1月からいつでも
どこでもスマホで申告



国税庁ホームページの「確定申告
書等作成コーナー」では、スマート
フォン、タブレット端末でも所得税
の確定申告書が作成できます。

●スマートフォンで

見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、
医療費控除またはふるさと納税など
の寄附金控除を適用して申告する人
は、スマートフォン専用画面をご利
用いただけます。

●ID・パスワード方式で申告完結

ID・パスワード方式を利用して
e-Taxで送信すれば申告は完了
します。e-Taxで送信すれば、
源泉徴収票などの添付書類は提出不
要です。申告書の控えは、スマート
フォンに保存することができます。

申告書の作成に関する
問合せ先



申告内容などが分からないとき

問合せ 刈谷税務署 ☎(21)6211

※音声ガイダンスに従って「0」番
を選択してください。

作成コーナーの操作が分からないと
き

問合せ e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

☎0570(01)5901

受付時間 月～金曜日 9時～17時

(確定申告期間中は9時～20時)

※祝日、年末年始を除きます。

マイナンバーカードにかかるICカ
ードリーダーの設定、パソコン
操作などが分からないとき

問合せ マイナンバー総合フリーダ
イヤル ☎0120(95)0178

受付時間 月～金曜日 9時30分～

20時、土・日曜日、祝日 9時30分～

17時30分(年末年始を除く)

※音声ガイダンスに従って「1」番
を選択してください。

申告をしないとさまざまな
不利益があります
忘れずに申告してください

申告が必要な人が申告をしなかつ
た場合、延滞金が発生したり、一度
に納める税額が増えたりすることが
あります。

また、国民健康保険・後期高齢者
医療保険・介護保険・各種手当・保
育料などは、申告した所得などを基
に計算しているため、無収入であつ
ても申告をしないと、国民健康保
険では軽減・減免制度が受けられな
い場合があります。

このほかにも、申告をしないと、
保険料や保育料が正しく計算されな
かったり、各種手当が制限される場
合がありますので、忘れずに申告を
してください。

市・県民税の申告は、用紙をお持ち
でなくても税務課窓口ですること
ができます。ただし、15ページ記載
の市・県民税の申告相談日程の表に
ある市内申告会場開設日および市役
所申告会場開設日は税務課窓口では
申告できませんので、それぞれの申
告会場で申告してください。

「申告を忘れていたかな」と思われ
る場合は、税務課市民税係までお問
い合わせください。

市・県民税の申告

市・県民税の申告は、ご自身で所得や控除などを自己申告してもらい、それを基に職員が申告書を作成します。

とき 1月31日(木)～3月15日(金)

ところ 市内申告会場 (15ページ参照)

問合せ 税務課市民税係

■「市・県民税申告のお知らせ」を送付します

30年度の申告書を市内申告会場で提出した人のうち、聞き取りにより申告書の送付が不要と答えた人には申告書の用紙に代えて「市・県民税申告のお知らせ」(通知書)を送付します。

市・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在に市内在住で、次の①～④に該当する人は申告が必要です。ただし、所得税の申告をする人や前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

①給与所得がある人

給与収入以外の所得が20万円以下の人もしくは、給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けていない給与の収入の合計金額が20万円以下の人

※20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。

パート、アルバイトなどの収入があり、税金上の扶養に入っていない人

平成30年中に退職し、給与収入が30万円以下の人

確定申告は不要だが、医療費控除などの各種控除を受ける人

②公的年金、恩給を受けた人で、所得控除など(社会保険料控除、扶養控除など)を受ける人

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の所得があり、確定申告を要しない人

④昨年中に収入が全くないが、家族の税金上の扶養に入っていない人

※①～④以外でも国民健康保険・後期高齢者医療保険、証明書の発行などの関係で申告が必要になる場合があります。

確定申告が不要な年金受給者へ

公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

市・県民税の申告での注意点

①国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付が必要で、わからない場合は刈谷年金事務所(☎212110)へお問い合わせください。

②年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険料などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

③会場は大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

市・県民税の申告時の持ち物

①本人確認書類(10ページ参照)

②印鑑

③源泉徴収票など収入金額がわかるもの

④国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書

※年金から天引きされている社会保険料は記載されていませんので、公的年金などの源泉徴収票をお持ちください。

⑤生命保険料や地震保険料の控除証明書

⑥障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた「障害者控除対象者認定書」

※対象者認定書については、高齢介護課で発行します。

⑦そのほか申告に必要なもの

市内申告会場での申告の流れ

①受付

申告の内容とお手持ちの資料を確認します。資料がそろっていないと受け付けできない場合があります。

②所得控除などの記入

受付で所得控除などを記入する用紙を渡しますので、待ち時間にご記入ください。医療費控除を申告する人は、所定の書類が準備できているか確認します。

③申告書作成

本人確認後、お手持ちの資料と所得控除などの記入用紙を基に職員が面談し、申告書を作成します。職員が作成した申告書の内容を確認していただきます。

※添付資料は返却します。資料はご自身で5年間保管してください。

④押印(市・県民税の申告のみ)

申告書に押印していただきます。



市・県民税の申告相談日程

相談時間 9時～12時（11時30分受付終了）、13時～16時

- 市内申告会場では、給与および年金所得のみの確定申告書Aの受付をします。ただし、確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は受付できませんので、刈谷税務署で申告してください。
- 営業や農業などの事業所得、不動産所得、株式や土地の譲渡所得、分離の配当所得などの確定申告書Bは受付できませんので、刈谷税務署で申告してください。なお、事業所得に関しては、内容により市役所の税理士無料相談を利用できる場合もありますが、決算書または収支内訳書の作成ができていない場合は受付できませんので、ご注意ください。
- 指定日時に都合が悪い人は、指定地区以外の会場・時間でも申告相談できます。
- 申告相談会場は大変混雑しますので、時間の都合で受付できない場合があります。特に2月18日(月)～20日(水)、3月6日(水)は混雑します。
- この期間中、税務課窓口での申告相談はできません。
- 申告書が届いていなくても申告できます。
- 本人確認書類を忘れずにお持ちください（10ページ参照）。

と き	と ころ	相談時間・対象地区		※
		9時～12時（11時30分受付終了）	13時～16時	
1月31日(木)	農業者コミュニティセンター	半崎町、油湊町、荒居町、大久手町、大坪町、奥沢町	湖西町、坂口町、井口町、長田町、屋敷町、用久町、鳥追町、平山町、古川町	—
2月1日(金)		三度山町、雁道町、北町、清水町、白沢町、白砂町、竹原町、桃山町	札木町、上町、神田町、立山町、洲先町、吹上町	—
4日(月)	新川公民館	相生町、山下町	東山町、鶴見町、田尻町	—
5日(火)		金山町、久沓町、丸山町	西山町、松江町、六軒町	—
7日(木)	南部市民プラザ	岬町、浜田町、築山町、舟江町、江口町、潮見町	宮町、前浜町、錦町、雨池町、中江町	—
8日(金)		塩浜町、権現町、川口町、伊勢町、港本町	入船町、西浜町、若松町、権田町、川端町	—
13日(水)	鷺塚公民館	鷺林町、旭町、平和町、野銭町	笹山町、荒子町、照光町	—
14日(木)		神有町、池下町、縄手町	鷺塚町、新道町、二本木町	—
18日(月)	市役所2階 会議室4・5	石橋町、本郷町	千福町、未広町	2人
19日(火)		三間町、三角町、矢縄町	大堤町	
20日(水)		源氏神明町、中松町	音羽町、棚尾本町、流作町	
21日(木)		籠田町、天神町	志貴崎町、作塚町	
22日(金)		平七町、栗山町	緑町、汐田町	
25日(月)		尾城町、伏見町	善明町、浜尾町	
26日(火)		大浜上町	栄町、浜寺町	
27日(水)		浅間町、三宅町	宮後町、住吉町	
28日(木)		植出町、沢渡町	中後町、志貴町	
3月1日(金)		鴻島町	中山町	
4日(月)		道場山町	幸町	
5日(火)		霞浦町	若宮町、下洲町	
6日(水)		地区指定に都合が悪い人		
7日(木)		中町、踏分町	弥生町、松本町	
8日(金)		日進町	山神町	
11日(月)		堀方町、野田町	東浦町、源氏町	
12日(火)		向陽町、羽根町	福清水町、新川町	
13日(水)		天王町	城山町、春日町	
14日(木)		地区指定に都合が悪い人		
15日(金)				

※税理士による無料相談で対応する税理士の人数です。